

# 石川県公報

平成27年8月7日  
第12823号（金曜日）  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目 次

告 示		公 告	
○医療扶助のための施術を担当させる者の指定 (厚生政策課)	1	○県道の区域の変更 (道路整備課)	2
○医療扶助のための施術を担当させる者の指定 (同)	1	○県道の供用の開始 (同)	2
○医療支援給付のための施術を担当させる者の指定 (同)	1	○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	3
○医療支援給付のための施術を担当させる者の指定 (同)	2	○開発行為に関する工事の完了公告 (建築住宅課)	3
		監 査 委 員	
		○定期監査結果公表	3
		○財政的援助団体等監査結果公表	5
		○定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	5

## 告 示

### 石川県告示第400号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成27年8月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	所 在 地	指定年月日
山下 智矢	羽咋市御坊山町11-8	平成27年6月15日
外山 寛	小松市寺町78番地	〃

### 石川県告示第401号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成27年8月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
牧野 一明	さわやか接骨院	野々市市粟田5丁目394番地 アルエット I 103号室	平成27年7月15日
堀 元	ほり鍼灸接骨院	羽咋市粟原町イ100番地	〃

### 石川県告示第402号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成27年8月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	所 在 地	指定年月日
山下 智矢	羽咋市御坊山町11-8	平成27年6月15日
外山 寛	小松市寺町78番地	〃

#### 石川県告示第403号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成27年8月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
牧野 一明	さわやか接骨院	野々市市栗田5丁目394番地 アルエット I 103号室	平成27年7月15日
堀 元	ほり鍼灸接骨院	羽咋市栗原町イ100番地	〃

#### 石川県告示第404号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成27年8月7日から同月21日まで縦覧に供する。

平成27年8月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
輪島山田線	鳳珠郡能登町字鮭尾六字(下代)11番1地 先から	旧	8.38 ~ 15.32	57.7	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	鳳珠郡能登町字鮭尾六字(下代)3番1地 先まで	新	8.38 ~ 15.85	57.7	
〃	鳳珠郡能登町字山田六田字95番1地先から 鳳珠郡能登町字山田48番地先まで	旧	4.49 ~ 9.37	110.0	〃
		新	5.00 ~ 17.30	110.0	

#### 石川県告示第405号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成27年8月7日から同月21日まで縦覧に供する。

平成27年8月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦覧場所
輪島山田線	鳳珠郡能登町字鮭尾六字(下代)11番1地先 から 鳳珠郡能登町字鮭尾六字(下代)3番1地先 まで	平成27年8月7日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
〃	鳳珠郡能登町字山田六田字95番1地先から 鳳珠郡能登町字山田48番地先まで	〃	〃

## 公 告

### 予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年8月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
能 登 隆 元	県内全域	野々市市蓮花寺町1番地1 金沢南クリニック
		野々市市蓮花寺町1番地1 金沢南ケアセンター

### 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく次の開発行為に関する工事が完了した。

平成27年8月7日

石川県知事 谷 本 正 憲

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者
能美郡川北町字田子島い37番1、38番1及び38番5	能美郡川北町字壺ツ屋ト35番地 有限会社東栄工業

## 監 査 委 員

### 定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成26年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、浜田 孝 監査委員は環境部及び水道用水供給事業会計の監査に加わらなかった。

平成27年8月7日

石川県監査委員 宮 下 正 博  
同 谷 内 律 夫  
同 浜 田 孝  
同 岡 部 朋 代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監査の対象	監 査 の 結 果
石川農林総合事務所	平成27年7月1日	平成27年4月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
県央土木総合事務所	〃	〃	〃
奥能登土木総合事務所	平成27年7月2日 及び同月3日	〃	〃
奥能登農林総合事務所	〃	平成27年3月末日現在	〃
七尾港湾事務所	平成27年7月3日	平成27年4月末日現在	〃
金沢港湾事務所	〃	〃	〃
石川土木総合事務所	平成27年7月7日	〃	〃

中能登土木総合事務所	〃	〃	〃
南加賀農林総合事務所	平成27年7月13日	〃	〃
南加賀土木総合事務所	〃	〃	〃
南加賀保健福祉センター 南加賀保健所	平成27年7月15日	〃	〃
石川保健福祉センター 中央児童相談所 石川中央保健所 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 女性相談支援センター	〃	〃	〃
歴史博物館	〃	〃	〃
(水道企業課) 水道用水供給 事業	平成27年7月16日	平成26年度決算	〃
(港湾課) 港湾土地造成事業	〃	〃	〃
中央病院	〃	〃	〃
高松病院	〃	〃	〃
危機対策課	平成27年7月22日	〃	〃
消防保安課	〃	〃	〃
観光戦略推進部企画調整室	〃	〃	〃
観光振興課	〃	〃	〃
首都圏戦略課	〃	〃	〃
国際観光課	〃	〃	〃
国際交流課	〃	〃	〃
企画振興部企画調整室	平成27年7月27日	〃	〃
企画課	〃	〃	〃
地域振興課	〃	〃	〃
空港企画課	〃	〃	〃
新幹線・交通対策監室	〃	〃	〃
県民文化局企画調整室	〃	〃	〃
県民交流課	〃	〃	〃
文化振興課	〃	〃	〃
男女共同参画課 女性センター	〃	〃	〃
県民生活課 消費生活支援センター	〃	〃	〃
少子化対策監室 いしかわ子ども交流センター	平成27年7月28日	〃	〃
健康福祉部企画調整室	〃	〃	〃
厚生政策課	〃	〃	〃
長寿社会課	〃	〃	〃
障害保健福祉課	〃	〃	〃
医療対策課	〃	〃	〃
地域医療推進室	〃	〃	〃
県立中央病院建設推進室	〃	〃	〃
薬事衛生課 南部小動物管理指導センター	平成27年7月29日	〃	〃

健康推進課	〃	〃	〃
環境部企画調整室	平成27年7月30日	〃	〃
環境政策課	〃	〃	〃
温暖化・里山対策室	〃	〃	〃
水環境創造課	〃	〃	〃
廃棄物対策課	〃	〃	〃
自然環境課	〃	〃	〃
水道企業課	〃	〃	〃
出納室	〃	〃	〃
人事委員会事務局	〃	〃	〃
監査委員事務局	〃	〃	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成26年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成27年8月7日

石川県監査委員 宮 下 正 博  
 同 谷 内 律 夫  
 同 浜 田 孝 孝  
 同 岡 部 朋 代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監 査 の 結 果
公益財団法人 石川県産業創出支援機構	平成27年7月15日	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
一般社団法人 石川県農業開発公社	〃	〃
公益財団法人 石川県林業公社	〃	〃

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成27年8月7日

石川県監査委員 宮 下 正 博  
 同 谷 内 律 夫  
 同 浜 田 孝 孝  
 同 岡 部 朋 代

(別 紙)

産 政 第 655 号  
 平成27年7月13日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成27年6月30日付け石監査第150号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監 査 結 果 に 基 づ き 講 じ た 措 置
収入事務において、適正を欠くものがありました。 今後、このようなことがないように十分注意してください。	大阪事務所	指摘のあった収入事務につきましては、法令等を遵守することはもとより、職員相互のチェックに万全を期するよう、改めて全職員に徹底しました。今後はこのようなことがないように十分注意し、適正な事務処理に努めます。